

横須賀市障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル

事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市（以下「市」という。）が実施する、障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（以下「本事業」という。）に関し、国の通知（令和7年2月26日付こ支障第36号こども家庭庁支援局長発）により定める「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）によるもののほか、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、障害児がその特性や状態像、物理的な環境等の理由にかかわらず、身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や支援の質の向上を図る観点から、支援手法としてICTを活用した発達支援の取組を実践し、全国での活用に向けた効果、検証等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、市が適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容については、国要綱の定めによるものとする。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(対象者)

第6条 本事業の対象者は、市内在住の障害児等（障害者手帳の交付を受けていない者を含む。）で障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者のうち、横須賀市療育相談センター条例（平成18年横須賀市条例第66号）第5条第1号に規定する通園部門（ひまわり園）に通所し、又は同条例第11条第1号に規定する診療部門を受診している児童とする。

(申請)

第7条 支援を希望する者は、同意書を市長に提出するものとする。

(機器の貸与)

第8条 市長は、必要と認める場合は、対象児童に対し、ICT機器を貸与することができる。

2 前項により貸与を受けた対象児童は、支援が終了した際には、当該ICT機器を市長に返還しなければならない。

(利用料及び費用の負担)

第9条 本事業における利用者負担額は、徴収しない。

(事業報告)

第10条 第3条ただし書により市が事業者に委託している場合、当該事業者は、事業の報告について、国要綱の定めにある事項を資料にまとめ、期日までに市に提出するものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、民生局こども

家庭支援センター長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。